

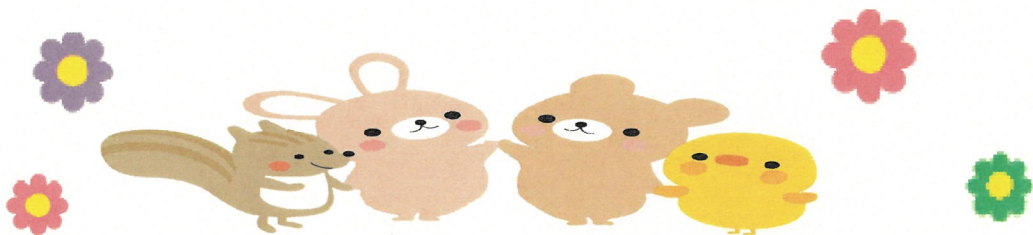
おおずファミリー・サポート・センター



ファミリー・サポート・センターとは？

おおずファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい人（利用会員）」と、「育児の援助を行いたい人（サポート会員）」が会員となって子育てを助け合う活動です。地域の中で、人と人との信頼関係を深め、安心して子育てのできる環境づくりを支援します。

★大洲市内で子育てを支え合う活動です★



どのような援助をしてもらえますか？

- ★保育所、幼稚園等の保育開始前や保育終了後のこどもの預かり
 - ★保育施設までの送迎
 - ★学校の放課後や放課後児童クラブへの送迎とその前後の預かり
 - ★日曜日・祝日など学校が休日の場合の預かり
 - ★保護者が就職活動をする際のこどもの預かり
 - ★保護者が病気、通院の際のこどもの預かり
 - ★冠婚葬祭や他のこどもの学校行事、買い物等で外出する際のこどもの預かり
- ※その他、どんなことでもご相談ください



どこで援助してもらうのですか？

※こどもを預かる場所は、原則として「サポート会員」の自宅とします。
会員同士の合意がある場合は、公園や児童館や利用会員宅などで援助活動することもできますが、サポート会員が援助活動を行う場所は、大洲市内とします。

※こどもの宿泊を伴う援助活動は行いません。

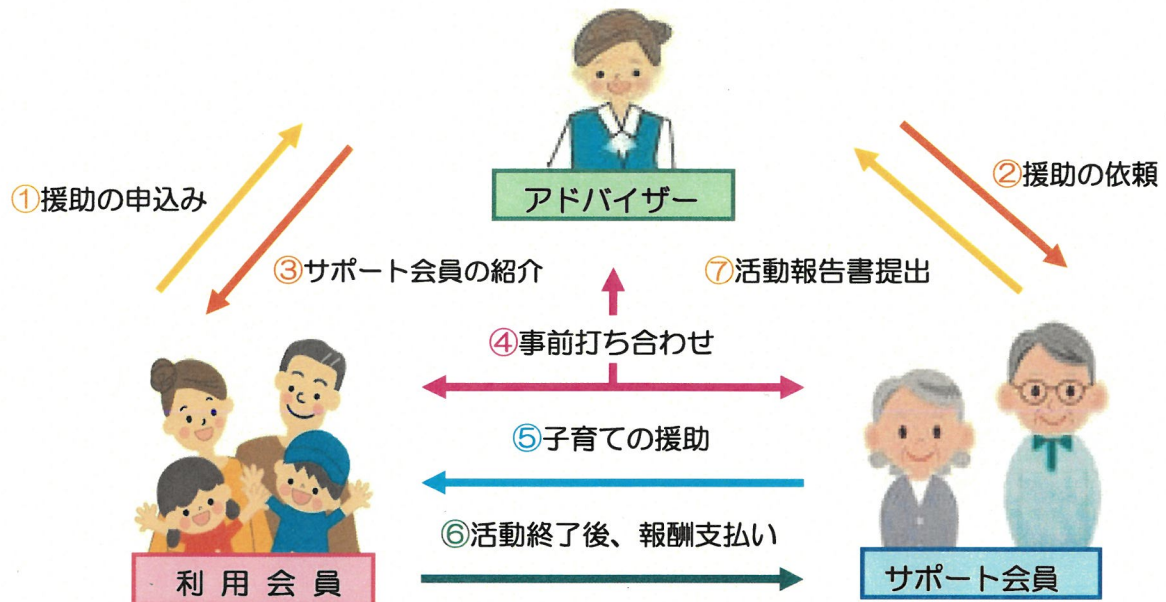
※こどもが病気の場合の援助活動は行いません。

ただし、回復期においては、会員同士の合意があれば援助活動を行うことができます。



センターのしくみ

*どのようなしくみになっていますか？



利用の流れ

- ① おおずファミリー・サポート・センター（アドバイザー）に連絡します。
- ② アドバイザーはサポート会員に連絡をします。
- ③ アドバイザーは利用会員にサポート会員を紹介します。
- ④ 利用会員と対象児童、サポート会員、アドバイザーで事前打ち合わせをして援助内容と、こどもの状況について確認し合った上で活動を行います。
- ⑤ サポート会員は、対象児童を預かり援助活動を行います。
- ⑥ サポート会員は援助活動が終わったら活動報告書を書き、利用会員に署名をもらいます。
利用会員は、取り決められた報酬を直接サポート会員に支払います。
- ⑦ サポート会員は、「援助活動報告書」をセンターへ提出します。

※援助の依頼はできるだけ早くセンターへ連絡してください。

※キャンセルの場合は利用会員からサポート会員とセンターへ速やかに連絡してください。



報酬額について

おおずファミリー・サポート・センターの報酬基準は、次のように定めました。

1. 報 酬

活 動 日	利 用 時 間	報 酬 額
平 日 (月曜日～金曜日)	午前7時～午後7時	1時間あたり 600 円
	上記以外の時間	1時間あたり 700 円
土曜日・日曜日 祝日・年末年始	終 日	1時間あたり 700 円

- ★活動時間は、原則として午前6時から午後9時までの間とします。
- ★最初の1時間は、それに満たない時間でも1時間料金となります。
- ★1時間を越えたときは、30分区切りで料金を加算します。
(30分以内は半額とし、30分を超えれば1時間料金となります。)

2. 取消し（キャンセル料）

利用会員が援助活動を取消した場合のキャンセル料は、次のとおりとする。

取 消 し 日	キャンセル料
前日の午後5時までの取消し	無料
利用当日の取消し	予定報酬額の半額
無断取消し	予定報酬額の全額

3. 実 費

- ★援助活動で交通機関の利用が必要だった場合は、利用会員の実費とします。
- ★「食事」「おやつ」「ミルク」「おむつ」「着替え」等は利用会員が準備してください。
サポート会員に準備をお願いする場合は、実費でお支払いください。
かかった費用を実費で支払うか「事前打ち合わせ」で話し合ってください。

4. 支払い

- ★報酬及び実費は、援助活動終了後に会員同士で直接支払うものとします。



補償保険制度について

会員の皆さんの万が一の事故に備えて、「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」「研修・会合障害保険」「移動サービス専用自動車保険」に、センターが一括して加入します。

補償保険の保険料については、センターが負担します。

【サービス提供会員傷害保険】

サポート会員が、本会の紹介による援助活動中や、援助活動のため自宅と援助を受ける利用会員のこども宅や保育所などの往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に補償します。

事 由	補 償 額	保険金をお支払いする場合
死 亡	500 万	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 20 万～500 万	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入院（1 日）	3,000 円	事故日より 180 日を限度
手 術	3,000 円×所定倍率	事故日より 180 日以内の期間で 1 回
通院（1 日）	2,000 円	事故日より 180 日以内で 90 日分を限度

【賠償責任保険】

サポート会員が、援助活動中の監督ミスや提供した飲食物などが原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金などを補償します。

事 由	補 償 額
対人・対物賠償（1 事故につき）	2 億円
初期対応費用	1,000 万円
見舞金・見舞い品	10 万円
現金盗難	10 万円

【お見舞金制度】

サービス提供会員傷害保険、賠償責任保険、依頼子ども傷害保険では補償されない部分を補う制度です。利用会員のこどもの加害事故等、30,000 円を限度にお見舞金をお支払いします。

【依頼子ども傷害保険】

利用会員のこどもが、援助を受けている間に傷害を被った場合、サポート会員の過失の有無にかかわらず補償します。

事 由	補 償 額	保険金をお支払いする場合
死 亡	300 万円	事故日より 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 12 万～300 万	事故日より 180 日以内の後遺障害発生
入院（1 日）	3,000 円	事故日より 180 日以内で 30 日分を限度
手 術	3,000 円×所定倍率	事故日より 180 日以内の期間で 1 回
通院（1 日）	2,000 円	事故日より 180 日以内で 90 日分を限度

※対象とならない事由もありますので、ご注意ください。

【研修・会合傷害保険】

センターが主催する研修・会合等における活動中（往復途上も含む）において
急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に限りです。

事 由	補 償 額	保険金をお支払いする場合
死 亡	500 万円	事故日から 180 日以内の死亡
後遺障害	程度により 20 万～500 万	事故日から 180 日以内の後遺障害発生
入院（1 日）	3,800 円	事故日から 180 日を限度
手 術	3,800 円×所定倍率	事故日から 180 日以内に所定の手術を受けた場合
通院（1 日）	2,300 円	事故日から 180 日以内で 90 日分を限度

【移動サービス専用自動車保険】

サポート会員が、援助活動を行うために自家用車を用いて、利用会員のこどもの
送迎等を行っている間の事故について、サポート会員が加入している自動車保険
に優先して補償します。

事 由	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
対人賠償責任保険 （1 名につき）	無制限	契約の車の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合
対物賠償責任保険 （1 事故につき）	無制限	契約の車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊したり、契約の車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合
自損事故傷害特約	死亡保険金：1,500 万円 後遺傷害保険金：程度により 50 万円から 2,000 万円 介護費用保険金：200 万円 傷害保険金 入院：6,000 円／1 日 通院：4,000 円／1 日 ※1 事故 1 名につき 100 万円を限度	契約の車の保有者、運転者または搭乗者が単独事故（電柱に衝突した事故等）や契約の車側に、100%過失がある事故により死傷し、自賠責保険等や政府保障事業では補償されない場合
対物超過修理費用 補償特約	1 事故 1 台あたり 50 万円を限度	対物賠償責任保険では補償されない、相手方の車の「時価額を超える修理費」を補償 ※損害が生じた日の翌日から起算して 6 か月以内に修理を行った場合に限る

※送迎に自家用車を使用するサポート会員は、「おおずファミリー・サポート・センター
自家用車使用要領」（令和 3 年 5 月 1 日施行）に定める「自家用車使用申請書」を事前に提出することが必要です。



会員になるためには？

- ★ファミリー・サポート・センターを利用するためには、会員登録が必要です。
- ★費用は無料です。
- ★センターに電話又は窓口でお申込みできます。



会員の条件

◆利用会員◆

- ・大洲市内に住む人
- ・生後6ヶ月から小学校6年生までのこどもがいる人



◆サポート会員◆

- ・大洲市内に住む 20 歳以上の人
- ・こどもが好きで、援助活動に理解と熱意のある人
- ・センターの主催する講習会を受講された人
- ・年齢・性別・資格・経験は問いません。



◆両方会員◆

- ・「利用会員」と「サポート会員」の両方に登録される人
- ・センターの主催する講習会を受講された人



会員の心得

- ★センターの活動の趣旨とルールを必ず守り活動してください。
- ★会員は援助活動により知り得た家庭の事情等について、プライバシーを侵害し又は秘密を漏らしてはいけません。センターを退会した後も同様です。
- ★会員間において、政治、宗教、営利等、援助活動の支障となるような行為は行わないでください。
- ★センターへの連絡なしに会員同士で援助活動の交渉を行わないでください。
センターを通さない活動については、補償保険が適用されません。
- ★約束した時間や援助内容等について、事前に十分な協議を行いお互いに理解してください。



入会申込み

ファミリー・サポート・センター（こども家庭センター内）でお申込みできます。

《準備するもの》

- 会員（保護者）の写真
縦 3 cm × 横 2.5 cm 1 枚
- 身分証明書（運転免許証または健康保険証）
- 援助を依頼するこどもの保険証番号、かかりつけ医の電話番号

※詳しくは、下記お問い合わせまでお気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

こども家庭センター内
おおずファミリー・サポート・センター
TEL : 0893 - 57 - 9996

開所時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15
（土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休みです）

